

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月21日から37年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年12月21日に、資格喪失日に係る記録を37年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月26日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年9月26日に、資格喪失日に係る記録を同年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年2月まで
② 昭和41年9月26日から42年10月1日まで

申立期間①については、D市町村E地区のA社で勤務した。当時の給与支給明細書（昭和37年1月分）から厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、F市町村のC社で勤務した。当時の賃金明細表（昭和41年10月分、同年11月分、同年12月分）から厚生年金保険料が控除されているので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人保管の昭和37年1月分の給与支給明細書の保険料控除記録、給与期間及び出勤日数により、申立人は、申立期間①のうち、昭和36年12月21日から37年1月21日までの期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間①のうち昭和 36 年 12 月 21 日から 37 年 1 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記給与支給明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているものの、申立期間①のうち昭和 36 年 12 月 21 日から 37 年 1 月 21 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 36 年 12 月 21 日から 37 年 1 月 21 日以外の期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において被保険者であった同僚で連絡の取れた 23 人は、申立人のことを記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態について確認できなかった。

また、B 社の事業主は、「当時の資料はもとより、当時を知る者も皆無なので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 36 年 12 月 21 日から 37 年 1 月 21 日以外の期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち昭和 36 年 12 月 21 日から 37 年 1 月 21 日以外の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人保管の昭和 41 年 10 月分、同年 11 月分、同年 12 月分の賃金明細表の保険料控除記録、賃金期間及び出勤日数により、申立人は、申立期間②のうち、昭和 41 年 9 月 26 日から同年 12 月 26 日までの期間において、C 社に

勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち昭和41年9月26日から同年12月26日までの期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記賃金明細表の保険料控除額に基づく標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているものの、申立期間②のうち昭和41年9月26日から同年12月26日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年9月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和41年12月27日から42年10月1日までの期間について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間において被保険者であった同僚で連絡の取れた12人は、申立人のことを記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態について確認できなかった。

また、C社の事業主は、「当時の事情を知る者はおらず、当時の資料は会社を移転した時に破棄し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②のうち昭和41年12月27日から42年10月1日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②のうち昭和41年12月27日から42年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は、昭和20年3月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から22年12月1日まで

私は、昭和20年1月17日からB市町村にあったA社の訓練所で3か月の訓練を受けている時に、C地区の大空襲により自宅に帰って待機をしていたところ、国(D社)の命により、i) 20年3月か4月ごろにE市町村のF港へ行き、A社所有の「G船」に機関士見習として乗船し、同年8月に怪我をして下船し療養していた。ii) 20年10月にH地区でA社所有の「I船」に乗船し21年10月に下船した。iii) 21年10月にJ港でK社所有の「L船」に乗船し、同年12月に下船した。iv) 22年4月にM港でA社所有の「N船」(引揚げ船)に乗船し、同年10月に下船した。申立期間は、下船中も継続してD社から給料が支給され、船員保険料も控除されていたので船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年1月17日からB市町村にあったA社の訓練所で3か月の訓練を受けている時に、C地区の大空襲により自宅に帰って待機をしていたところ、同年3月か4月ごろに国の命令でE市町村に行った。」と供述していることから、申立人が、申立期間において同社で勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和22年12月1日となっているが、A社に係る申立期間の船員保険被保険者名簿には、整理番号が*で、申立人の氏名と読み方は同じであるが氏名の一文字(O氏)が相違し、生年月日(昭和2年*月*日)が異なる被保険者で20年3月1日に資格取得し、22年4月1日に標準報酬月額の随時改定が行われている

ことが確認できるものの、資格喪失日が空欄となっている記録が確認できる。

また、申立人がA社の次に勤務したとしているP社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の記録に係る備考欄には、「*」と記載されており、A社に係る船員保険被保険者名簿の整理番号と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年3月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の船員保険被保険者名簿が不完全な状態であり、当時の記録のすべてが確認できないことから、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から同年7月までの期間、55年4月から同年5月までの期間及び平成2年1月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から同年7月まで
② 昭和55年4月から同年5月まで
③ 平成2年1月から8年1月まで

申立期間①及び②については、昭和59年8月ごろ、自宅を建築するに当たり、A社B支店（当時）に発注した時に年金住宅融資（公庫資金との併せ貸し融資）を受けた。当該融資の申込みを行う際、C銀行の窓口で国民年金保険料に未納があると融資を受けることができないとの説明を受け、未納であった国民年金保険料をさかのぼってすべて支払った。また、申立期間③についても、保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、D市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和55年6月17日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認できる上、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和59年8月ごろ、年金住宅融資（公庫資金との併せ貸し融資）の申込みの際、未納であった国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したと主張しているところ、57年4月から58年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることは確認できるが、59年8月の時点で、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、A社B支店及びC銀行に照会したが、いずれも申立人に係る当時の住宅融資に関する資料は保管していないとの回答であった。

2 申立期間③について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和59年11月1日にD市町村からE市町村（現在は、F市町村）に住所変更しているが、同

市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人に係る記載が確認できないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年1月以後、同市町村において、国民年金の加入手続を行っておらず、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間③の国民年金保険料については、申立人の納付時期、納付方法等の記憶はあいまいであり、保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで

昭和37年7月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が兄と同じように集金人に払っていた。申立期間について、母及び兄の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年7月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母が兄と同じように集金人に払っていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年10月30日にA市町村において払い出されていることが確認できる上、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中の37年11月10日から38年8月8日までの期間について、申立人の母親及び兄の住所地（A市町村）とは異なるB市町村に転居していることが確認できることから、申立人の主張には不自然さが見られる。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母親は、高齢等のため、当時の状況について具体的な供述は得られず、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで
平成3年4月から学生も国民年金に強制加入となることから、同年3月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。母から、「2年間分の保険料は払っているから。」と聞いた記憶がはっきりとあるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年3月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しており、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「当時、学生であった申立人に代わって国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、送られてきた納付書により銀行で納付した。」と証言しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で平成18年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、制度上、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは9年1月1日以降である。このため、申立期間当時、国民年金保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親から、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月ごろから平成元年4月1日まで
② 平成元年8月24日から5年4月1日まで

私は、失業保険を受給後の昭和63年1月ごろからA事業所（現在は、B社）で勤務していたが、A事業所の営業所長がC社を設立したので、私は、A事業所からC社に移り、平成元年8月24日からは引き続き同社で5年5月21日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所での厚生年金保険加入期間は平成元年4月1日から同年8月24日までとなっており、C社での厚生年金保険加入期間は5年4月1日から同年5月21日までとなっているので、申立期間について記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者記録が確認でき、連絡が取れた同僚15人のうち6人は、「申立人は、A事業所で勤務していた。」と供述している上、昭和63年2月27日に当該事業所で被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、自分より先に入社していた。」と供述していることから、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚15人のうち、自身の入社時期を記憶している同僚は9人おり、そのうち5人は入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が最長で約2年3か月相違していることから、A事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A事業所における当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、前述の同僚15人からも、申立期間①における申立人の厚生年

金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

さらに、申立人のA事業所における雇用保険被保険者資格取得日及び離職日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日（離職日の翌日）と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A事業所からC社に移った同僚7人のうち、死亡している者を除く4人からは、申立人がA事業所から引き続きC社に移ったことについて具体的な供述は得られなかったものの、申立人は、「A事業所から引き続いて、C社に移り勤務していた。」と供述しているところ、申立人のC社における雇用保険被保険者記録によると、申立人は、平成5年2月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、当該期間のうち少なくとも同年2月1日以降の期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社の事業主は、「C社の厚生年金保険新規適用日は平成5年4月1日であり、自分は、当該日より前の期間は国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録によると、当該事業主は、同社の厚生年金保険の新規適用日より前の期間は国民年金に加入していることが確認できる上、同社におけるすべての従業員についても、当該日より前に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、前述の同僚4人からは、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月から32年2月まで

私は、申立期間において、A社B事業所でC商品販売の営業職に従事し、給与から厚生年金保険料が差し引かれていた。

当時の申立事業所における野球チームの集合写真も提出するので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された野球チームの集合写真において、ユニフォームに「A社」の文字が確認できること、及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

一方、申立人及び同僚が、申立期間においてA社B事業所に勤務していたと記憶する上司及び同僚の一人については、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名が確認できることから、同社では、同社B事業所に勤務していた者は同社本社の被保険者として届出を行っていたことが推認できるが、当該被保険者名簿によると、同社本社は、昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は適用事業所となる前の期間である。

また、A社の申立期間当時の専務は、「自分は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたが、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。経営が大変でそれどころではなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、A社本社及び同社B事業所を合わせて、少なくとも約20人の従業員が勤務していたことがうかがえるが、上記の被保険者名簿において、新規適用日である昭和32年1月

1日に資格取得している者は10人であることが確認できる上、前述の野球チームの集合写真に写っている申立人が記憶する同僚6人のうち4人についても、当該被保険者名簿に氏名が記載されていないことが確認できることから、同社では、当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 3 年 2 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤務しており、同社において厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入させていない従業員がいた。」と回答している上、オンライン記録によると、申立期間当時の同社における厚生年金保険の被保険者は、役員 2 人及び女性従業員 1 人の計 3 人であり、申立人が記憶している申立人と同じ業務に従事していた営業職の男性の同僚が被保険者になっていないことが確認できることを踏まえると、申立期間当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記の現事業主は、「申立人に関する資料は既に破棄しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人の国民健康保険の加入記録において、申立人は、申立期間を含む平成 2 年 8 月 23 日から 8 年 2 月 2 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月17日から44年1月3日まで

私は、A事業所(昭和41年12月1日に、B社として法人化)の1号店(C駅前店)が開店した昭和40年12月17日から同事業所での勤務を始め、41年の夏ごろから半年か1年ほど休職していた期間があるものの、平成3年11月まで勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和40年12月17日から44年1月3日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の「1号店が開店した昭和40年12月ごろ、申立人は、A事業所で勤務していた。」との供述及び雇用保険の記録(被保険者期間は、昭和42年12月1日から平成3年11月15日まで。)から、休職期間が特定できないものの、申立人が申立期間の一部期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、40年12月17日から41年1月31日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間におけるA事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものは考え難い上、申立人が1号店において一緒に勤務していたとする同僚二人の氏名は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できないことから、同事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、日本年金機構が保管するD市町村役場作成の国民年金被保険者名簿

において、申立人のものと考えられる国民年金の未統合記録があり、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までは申請免除期間、同年4月から同年9月までは現年度納付期間、43年4月から同年12月までは申請免除期間であることが確認できるところ、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証において初めて資格を取得した日として、「昭和44年1月4日」と記入されており、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

加えて、B社の元事業主は、「平成4年5月に会社倒産に至り、書類散逸しており、記憶も定かではない。申立期間において、申立人の給与から保険料を控除したかどうかは不明で、保険料控除を確認できる資料は保存していない。」と回答しているほか、申立期間において同事業所で被保険者資格が確認できる同僚4人は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。